

門真市市民公益活動支援・協働指針策定委員会

第2回委員会 議事要旨

場 所：門真市役所別館3階第2会議室

日 時：平成20年9月1日（月） 午後2時～3時半

出席者：委員会委員（委員：あいうえお順）

委員長 市原昌亮（市民生活部次長） 副委員長 下治正和（総合政策部次長）

委 員 清水広大（福祉推進部次長） 白神隆夫（都市建設部次長） 高橋勝保（生涯学習部次長） 野口耕治（環境事業部次長） 深野温敬（健康福祉部管理監兼次長） 欠席 西政道（総務部次長）

事務局：門真市市民生活部

野口管理監

地域振興課 柴田課長 脊戸課長補佐 小阪係員

馬場（まちづくりコンサルタント）

1. 開会（事務局）

2. 議 事

「第1回市民公益活動支援・協働指針策定委員会議事要旨」の確認（委員長）

「市民公益活動支援・協働懇話会提言書素案」の概要説明（事務局）

「門真市内のNPO法人リスト」の概要説明（事務局）

「門真市市民公益活動支援・協働指針（案）」の概要説明（事務局）

1. 公益活動支援及び協働の目的等

1 - 1. 本指針の位置づけ

1 - 2. 公益活動支援及び協働の必要性

1 - 3. 市民公益活動支援や協働の促進による効果

2. 市民公益活動支援及び協働の基本原則

3. 門真市における市民公益活動支援及び協働のあり方

3 - 1. 協働パートナーの現状

3 - 2. 協働の領域（役割分担）

3 - 3. 「協働することが有効な事業」を選択する視点

< 「門真市市民公益活動支援・協働指針（案）」に対する意見の概要 >

・「指針」は、他の要綱などとの関連において、どのような位置づけになるのか知りたい。
（委員）

・本市には、総合計画など従来の上位計画には「協働」ということについては、明確な方

向性が無かった。一昨年の「門真市都市ビジョン」において「協働」という方向性が示されたが、市として「協働」をどう進めていくかという考え方は未だ示していない。そのため、市として、まず「協働」の考え方を示すものとして「指針」を策定することとした。ただし、行政だけで「指針」を策定するのではなく、市民の方々の意見も踏まえ「指針」を策定することが必要であり、市民や学識経験者などによる懇話会の提言も踏まえ、その提言が反映されるよう、「指針」を策定する必要があると考えている。(事務局)

- ・「1. 公益活動支援及び協働の目的等の検討」は、目的の内容を記載したものであるから「1. 公益活動支援及び協働の目的」の方がよいと思う。(委員)
- ・指針案に「“市民公益活動”とは...本市では、“市民公益活動”を「市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものである」と考えます。あるいは、“協働”とは...本市では、“協働”をまちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民公益活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力することである」とあるが、懇話会素案では「...定義します」となっているが、指針で、定義と明確に示すか、柔らかく表現する方がよいのかどうかを検討した方がよいのではないかと思う。(委員)
- ・市としての公益活動や協働の考え方を示すものであるので、「考えます」という表現でよいと思う。(委員)
- ・指針全体の表現の仕方であると思うので、全体の表現から決めたらどうかと思う。(委員)
- ・今後、指針の検討を進める中で、全体的な表現から決めていくこととする。(委員長)
- ・指針案では、他のところとの表現と異なり、市民公益活動や協働の考え・定義の後に、「なぜ、協働が必要か...」という表現になっているが、表現方法を変更した方がよいのではないかと思う。(委員)
- ・最終の指針に向けて、表現方法を変えていきたいと考えている。(事務局)
- ・指針案の協働の形態において事業補助について記載されているが、「補助・助成」や「委託」の関連について、これまでの行政改革の方針との整合性がとれているか検討する必要があるのではないか。(委員)
- ・行政改革では、運営補助から事業補助に見直していく方針が示され、「指針(案)」での補助・助成等は、新しく行政が手がけていかなければならないことであり、一定の財政的援助が必要であると考えている。おそらく期間を限定したサンセット方式による交付要綱等を策定しなければ、行政改革の方針と齟齬が生ずることになると考えている。(事務局)

- ・今議会において「市民公益活動支援センターの設置条例」を提案するが、市民公益活動の定義の整合性が必要である。(委員長)
- ・「市民公益活動支援センターの設置条例」と「指針」における市民公益活動の定義は、表現は異なるが、整合性あるものと考えている。(事務局)

- ・指針案の「1 - 3 . 市民公益活動支援や協働の促進による効果」に、「協働を推進するためには、協働する目的、めざすべき姿を、市民と行政が共有することが重要であり、協働により得られる効果を意識しながら取り組むことで、より有益な関係を築き上げていくことが必要である。」とあるが、「より有益な関係」と表現すると利益を求めるような感じにならないか。(委員)
- ・この指針の表題にもあるように、「社会一般の利益、公共の利益」を示す「公益」という言葉を使用している。みんなの利益になるようなことをしていこうということなので、「有益」という表現でもよいかと考えている。(事務局)

- ・「2 . 市民公益活動支援及び協働の基本原則」において、「市民と行政が、より良い協働関係を構築し、協働の取り組みを広げていくためには、...」とあるが、「市民と行政が、より良い関係を構築し、協働の取り組みを広げていくためには、...」とした方がよいと思う。また、「市民と行政は、協働することで互いの特性(強み)を相乗的に活かされるよう、各々の特性や違いを理解し、関係を築くことが重要である。」とあるが、市民と行政がどのような関係がよいのかを示した方がよいと思う。(委員長)

- ・「3 - 3 . 「協働することが有効な事業」を選択する視点」については、現状施策などにおいて、事務局から委員に依頼された市民や民間にお願いできる事業についての調査票の記入をお願いしたい。職員で全て行うことが困難になってきており、少人数行政への転換が必要になっている中で、できるかぎり各部門とも積極的に考えていただきたい。(委員長)
- ・移行する団体の対象は、社会福祉法人、NPO法人に限らず、ボランティア団体も含め、また、今できるもの、今後可能性があるもの、移行するための条件なども記載いただきたい。この調査票は、最後の委員会を予定している9月11日に提出をお願いしたい。(事務局)

- ・次回の策定委員会では、本日の意見を踏まえ指針(案)を修正したものと「4 . 協働のための環境づくり」及び「5 . 協働のための推進体制」を議論したいと思う。(委員長)

- ・次回委員会は、9月8日の月曜日、午後2時から文化会館3階会議室において開催を予定している。(事務局)